

新潟県保険医会 FAXニュース

第63号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

12月15日付で発出された厚労省事務連絡について、一部抜粋して概要をお知らせいたします。

6歳未満児の初・再診時に「乳幼児感染予防策加算 100点」の算定が可能に (12月15日より適応)

(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)より)

(1) 算定要件

- ① 6歳未満の乳幼児の外来診療等において、「特に必要な感染予防策(※)」を講じた上で診療を行い、初診料、再診料、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料を算定する場合に加算できる。
 - * 傷病名に関わらず算定可能
 - * 小児科以外の診療科においても算定可能
 - * 電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合は算定不可
- ② 患者又はその家族等に対し、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得る。

(※) 特に必要な感染予防策

「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症 2019 (COVID-19) 診療指針・第1版 (小児 COVID-19 合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行う。

<院内感染防止等に留意した対応の例>

- COVID-19 に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施する。
- 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握する。
- 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行う。

(2) 加算算定期間

令和2年12月15日～令和3年2月診療分まで

算定期間は来年2月診療分までとされていますが、政府はさらに令和3年9月まで延長し、10月以降は半減して継続する、という方針を示しています。詳細が決まり次第お知らせいたします。

(3) 電子レセプトにおける診療行為コード

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
A999-00	乳幼児感染予防策加算 (初診料・診療報酬上臨時的取扱)	100点	111013970
A999-00	乳幼児感染予防策加算 (再診料・外来診療料・診療報酬上臨時的取扱)	100点	112023970
B999-00	乳幼児感染予防策加算 (小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱) (注：小児かかりつけ診療料も該当する)	100点	113033270

新型コロナウイルス感染症 県緊急包括支援交付金

慰労金・支援金は1月中に申請を！

県医務薬事課によれば、本県における11月末時点の医療従事者慰労金の交付率は、内科・歯科診療所とも約80%、感染防止対策支援金は内科診療所約25%、歯科診療所約40%、とのことでした。

感染防止対策支援金は、感染防止対策に係る費用に限らず、日常診療業務に必要な幅広い経費も補助の対象としています(診療報酬で請求できる医薬品購入費、人件費、等は対象外)。さらに、2020年4月1日から2021年3月31日までに支出される経費が対象であり、支出済の経費だけでなく、3月末までに支出が見込まれる費用も合わせた概算額で申請を行うこともできますので、是非、活用されることをおすすめします。

なお、慰労金、感染防止対策支援金の申請受付は毎月15日から月末までですが、12月は12/15～12/28となりますのでご注意ください。(支払いは1月末)

最終的な申請期限は2021年2月末とされていますが、実績報告の提出期限が2021年3月1日となっている関係上、1月中に申請しなければ実績報告の提出が間に合いません。当会は県に対し実績報告提出の期限を延ばすよう要請しましたが、県は柔軟な対応を確約していませんので、まだ申請されていない医療機関は、3月末までの支払いを見通した概算額を算出した上で、遅くとも1月中には申し込みをしてください。

詳しくは、12月5日付会報403号をご参照いただくか、新潟県慰労金・支援金問合せ窓口までお問い合わせください(025-245-1800)。

年末年始・事務局休務のお知らせ

12月30日(水)～1月4日(月)

※1月5日(火)より通常業務となります。